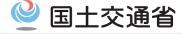
# バリアフリー法の概要・ 劇場等の客席に係る義務基準の創設



## 特定建築物(令第4条) 多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」 「共同住宅」「工場」など

## 特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1: 増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等 円滑化基準への適合努力義務

- ① 2,000m以上(公衆便所については50m以上)の新築、増築、改築\*1 又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務
- ② 2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への 適合努力義務 ※条例により、面積要件の引下げが可能





## 建築物移動等円滑化基準[令第10条~第25条] 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設\*2の構造及び配置に関する基準 (例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保・車椅子使用者用のトイレが原則、各階にあるなど ※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、劇場等の客席、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

## 建築物移動等円滑化誘導基準(省令) 【望ましいレベル】

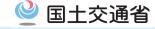
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。

(※3:義務づけの対象ではない)

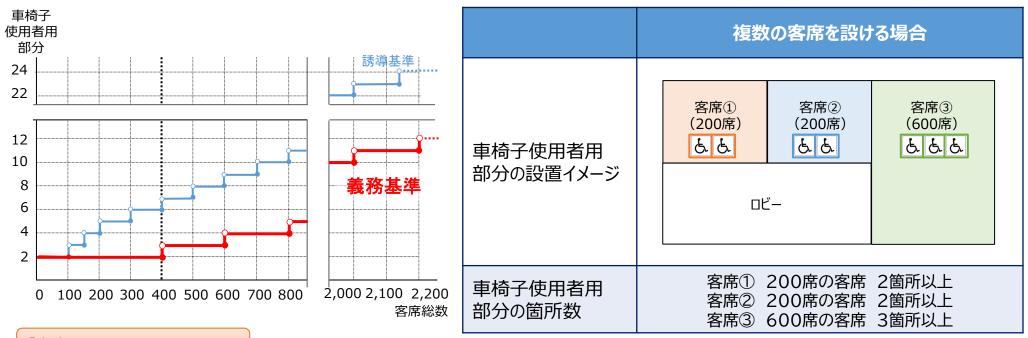
(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保・・車椅子使用者用のトイレが便所ごとにある など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

# 【義務基準】車椅子使用者用部分の設置基準について(政令第15条)



- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
  - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
  - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 〇 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を 各客席に設ける。



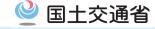
#### 「客席」とは

・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室(空間)

#### 「座席」とは

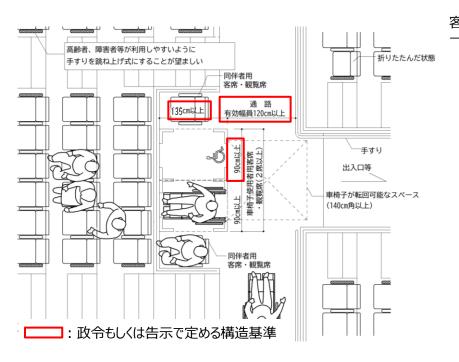
・床に固定された椅子を有する席(移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない)

# 【義務基準】車椅子使用者用部分の構造について(政令第19条)



- 車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
  - ・幅は、90cm以上とすること。
  - ・奥行きは、135cm以上とすること。
  - 床は、平らとすること。
- 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を移動等円滑化経路(政令19条)とする。

#### <車椅子使用者用部分の設計例>



#### <車椅子使用者用部分までの経路のイメージ>

